

平成24年第4回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成24年7月18日（水曜日）

---

議 事 日 程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期決定の件

第 3 諸般の報告

第 4 報告第 7号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

第 5 議案第83号 平成24年度仁井田簡易水道統合整備事業 配水池築造工事請負契約の締結について

第 6 議案第84号 平成24年度救助工作車購入事業に係る売買契約の締結について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第6まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（18名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 2番  | 榎 野 章 君   | 3番  | 田 邊 哲 夫 君 |
| 4番  | 岩 井 優之介 君 | 5番  | 中 屋 康 君   |
| 6番  | 津 野 吉 得 君 | 7番  | 山 上 利 嗣 君 |
| 8番  | 緒 方 正 綱 君 | 9番  | 橋 本 保 君   |
| 11番 | 林 健 三 君   | 12番 | 山 岡 義 正 君 |
| 13番 | 吉 村 アツ子 君 | 14番 | 下 元 真 之 君 |
| 15番 | 下 元 昇 君   | 16番 | 森 健 吉 君   |
| 17番 | 酒 井 祥 成 君 | 18番 | 竹 内 常 喜 君 |
| 19番 | 岡 峯 久 雄 君 | 20番 | 宮 地 章 一 君 |

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠 席 議 員（1名）

10番 堀 本 伸 一 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

|                      |       |             |       |
|----------------------|-------|-------------|-------|
| 町長                   | 高瀬満伸君 | 副町長         | 渡部睦君  |
| 政策監（医師確保）兼十和大正診療所事務長 | 左脇淳君  | 会計管理者       | 林正憲君  |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長     | 樋口寛君  | 企画課長        | 森武士君  |
| 商工観光課長               | 宮地正人君 | 管財契約課長      | 仲治幸君  |
| 税務課長                 | 敷地敬介君 | 農林水産課長      | 熊谷敏郎君 |
| 建設課長                 | 佐竹一夫君 | 環境課長        | 山脇一生君 |
| 町民課長                 | 柴久幸君  | 健康福祉課長      | 市川敏英君 |
| 上下水道課長               | 高橋一夫君 | 教育委員長       | 中岡全君  |
| 教育長                  | 宮崎勲君  | 教育次長兼学校教育課長 | 岡澄子君  |
| 生涯学習課長               | 野村和弘君 | 農業委員会会長     | 林幸一君  |
| 農業委員会事務局長            | 永尾一雄君 |             |       |

大正総合支所

支所長兼地域振興課長 武内洋介君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長 岡本順一君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事務局職員出席者

|        |       |    |       |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 田辺卓君  | 次長 | 武田枝里君 |
| 書記     | 津野寛子君 |    |       |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時31分 開会

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成24年第4回四万十町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に10番堀本伸一君から欠席届があっております。

これで報告を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により8番緒方正綱君及び11番林健三君を指名します。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

この件につきましては、昨日議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） 皆さんおはようございます。

昨日の議会運営委員会におきまして、本日の臨時会は本日1日のみと決定をいたしております。

ご報告を終わります。

以上です。

○議長（宮地章一君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日1日間であります。

お諮りします。

平成24年第4回臨時会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、平成24年第4回臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条第1項の規定により財団法人四万十町地域振興公社及び株式会社あぐり窪川の経営状態について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第4 報告第7号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、報告を行います。

提出者の報告を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、報告第7号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本報告は平成23年度十和複合施設建設工事（建築主体）の工事請負契約の一部を変更する契約を締結したものでございます。

工事の変更内容といたしましては、親杭の施工中に敷地北側の浅い位置からの流水が確認をされ、この場所で行います横矢板の施工時に流水により土質が緩み、崩落する可能性が生じたことから地盤の強度を確保するため、地盤改良材注入により地盤強化工事を行うこととしたものであります。

施工内容といたしましては、北面隣地の石積み部分の荷重がかかる部分が特に崩落の可能性が高いことから、北面に延長20m、幅1m、深さ4mに地盤改良材を注入することといたしております。

以上の工事の変更により、工事費が319万6,200円の増額となったものでございまして、地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約の一部を変更する契約の締結について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

○議長（宮地章一君） これで提出者の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第5 議案第83号平成24年度仁井田簡易水道統合整備事業 配水池築造工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第83号平成24年度仁井田簡易水道統合整備事業 配水池築造工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

仁井田簡易水道と七里簡易水道はいずれも給水開始以来30年以上経過する施設でございまして、老朽化等による送配水管の漏水修繕時には断水を余儀なくされることがたびたび発生をいたしております。

また、同一水源を使用しております水源については、渇水期において地下水位低下等により安定した取水量が確保できないことや、ろ過施設が設置をされていないこともありまして、水質的にも安定した給水ができていない状況でございます。

このことから平成21年度より簡易水道統合整備事業を導入し、第2水源の増設、基幹管路の改修や未普及地区への配管敷設、浄水場の新設、配水池の増設を行うことによりこれらの解消を図るとともに、川ノ内、本在家の一部及び西ノ川地区の未普及地区の解消も進めており、昨年度までに松葉川地区の大部分の配管や浄水場が完成をし、一部の未普及地区では給水が開始をされております。

両施設の統合によって施設の一元化と広域化により、維持管理の軽減化と経営の効率化を図ることで経費の削減、安定した水量の供給と水質の安全性の向上、さらには未普及地区の解消及び施設の耐震性の向上等に寄与するものと考えております。

本議案に係る配水池築造工事は区域拡張や事業統合により増大する計画給水量に対応するため、配水池を増設することにより、既設配水池と合わせて795m<sup>3</sup>の配水池貯水量を確保しようとするものです。

事業内容としましては、既設仁井田簡易水道配水池の隣接地を造成し、そこに全溶接型ステンレスパネル性配水池、有効容量360m<sup>3</sup>、1施設を築造いたします。

また、これに伴い、配水池の周り配管を耐震管で345.3m敷設をいたします。

そのほかには、外さく工事と配水池及び浄水施設の舗装工事等を施工することといたしております。

工事の入札状況でございますが、6月6日に四万十町公告第26号によりまして、地域密着型一般競争入札の公告を行いましたところ、5社より入札の参加申請があり、参加資格等を確認後7月3日に5社による一般競争入札に付しました結果、株式会社生田組が1億1,800万円をもって落札をいたしましたので、落札価格に5%の消費税額及び地方消費税590万円を加えた1億2,390万円で工事請負契約を締結しようとするもので

ございまして、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） おはようございます。

2点だけお伺いしたいと思いますが、今回町長が提案説明をされました。

四万十町内には多くの業者がいるわけですが、今回地域密着型ということの一般競争入札でございました。その中で、町長からも説明あったように、町内の5業者が競争入札に参加をしたわけですが、1点は町内に参加資格のある、今回の事業について、業者は何業者あって、この5業者を見てみますと、田邊建設は本社は大正にあるわけですが、窪川にも営業所がありますので、この5業者はいわゆる窪川地域の参加業者のみとなっているわけですが、大正・十和にも参加資格の業者がおられると思うわけですが、何業者あるのかについてまずお伺いしてみたいと思います。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長仲治幸君。

○管財契約課長（仲治幸君） お答えをしたいと思います。

町内全域が対象になっておりますが、町内にはほかに大正地区であと4業者……、申し訳ございません。正式な数字を確認させていただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 今、管財課長から答弁ありましたが、いわゆる四万十町内全域での一般競争入札ということのようですが、先ほどそれを聞こうかな思いましたが。

ただ、非常に今仕事が業者さん少ない中で5業者だけの一般競争入札ということになると、何か私どもが聞いた、「仕事がない、仕事がない」という声も聞く一方で、せつかく1億を超える事業が、かなりの業者が参加資格があると思うわけですが、5業者しかないという現状を見たときに、本当にこの仕事がないというのかどうなのか非常にこう疑問に思いましたので、参加資格がないので参加できないのかなというふうに単純に思ったので質問したわけですが、恐らく今の管財課長の答弁でも、大正でも4業者近くが参加資格がある言いながら、本社のある田邊建設1社しか入札に参加していないというこの現状があ

るわけですが、何か町長、この地域密着型という考え方がですが、何か業者さんが他地区へ、競争入札に参加しづらい状況があつて、まあわからんですよ、私は、大正や十和の業者、参加資格がありながらも参加しづらい状況があるのかなと、今回のこの入札を見てそう思うわけですが、そんなことはないでしょうかね。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） 今回の入札につきましてちょっとご説明したいと思うんですが、今回の工事につきましては工種としては水道施設工事ということでございます。

それと、もう一点重要なところはステンレスパネル製の配水池築造ということでございまして、下請けがかなり大きい金額になるということで、特定建設業の許可を持った業者さんが対象ということにしておりますので、そういう条件をつけた地域密着型の一般競争入札という形になっておりますので、それに対して、業者数についてはまた後ほどご答弁したいと思うんですが、最終的には5業者だけが参加をしたということでございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第83号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第83号平成24年度仁井田簡易水道統合整備事業 配水池築造工事請負契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第83号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第6 議案第84号平成24年度救助工作車購入事業に係る売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第84号平成24年度救助工作車購入事業に係る売買契約の締結について、提案理由のご説明を差し上げます。

本議案は四万十清流消防署本署に配備をしております救助工作車の更新を行うものでございまして、装備車両及び資機材等を購入するものでございます。

現在消防署に配備をしております救助工作車は平成7年3月登録で、登録後17年も経過し、経年劣化によるエンジンパワーの低下や電気系統等の故障が起きており、また、資機材についても老朽化が著しく、救助活動に支障を来している状態でございます。

このような状況の中、平成24年度中の四国横断自動車道延伸による広域的な活動要請も見込まれますとともに、幹線道路を含む交通量の増加などによる車両火災や転落事故など、多様化する事故への対応も必要であり、さらには南海地震への対応など、あらゆる災害を想定した救助体制整備も必要であります。今回、高度な救助資機材を装備した車両に更新を行うものでございます。

本契約につきましては8社を指名して競争入札を行いました。6月28日に欠席1社を除く7社で指名競争入札に付しましたところ、有限会社共栄防災設備が5,858万円をもって落札をいたしましたので、その落札価格に5%の消費税292万9,000円を加えました6,150万9,000円で売買契約を締結しようとするものでございまして、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上ご、決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） かなり金額の張る車ですけども、よくわかりませんが、こういう車両購入する場合ですね、古い車両はどのように処分されるのかと。まあ言うたら通常個人が買う場合は下取りという形でやりますよね。そういう、こういう車両というのはそれぞれの、全国にかなり一定の需要があると思うんですけども、そういうシステムはないものでしょうか。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答え申し上げます。

旧の車両につきましては、競売という方法をとることになるというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 決して岩井さんと打ち合わせをしたわけではありませんが、私もその点、まず1点聞きたいというのは、今、担当課長の答弁では競売したいということですが、1ついつも私聞くわけですが、確かに平成7年の今の車は、ここに書いていますので時期的には古いと思いますが、ただ乗用車と違いますので、いわゆるキロ数がどうなのかという問題と、資機材が老朽化したということです。資機材にもいろんな資機材がありますので、どんなのが老朽化したかわかりませんが、そういう点だけであれば、機材は新しく替えればいいのではないかという1つの考え方も成り立つわけですね。

それと、競売ということですが、四万十町は非常に広い広域のエリアを抱えてる中で、十和に清流西分署があつて、そこにはこういった車があるかないかちょっと記憶にないので聞くわけですが、本当に単純に競売する方法がいいのかどうなのか、私はその程度がわからんわけですね。老朽化をしているということですので、しているんでしょう。

しかし、年数だけで見るのではなくて、やはりそういう活用頻度が多ければ十和の地域にも、競売せずに若干直して、そんなに毎日毎日稼働する車では私はないと思うがですね。十和地域にどれだけの救助活動があるかどうかわかりませんが、それは調べればわかるわけですが、競売してもわずかな金額しかならんのではないかなというふうに私は推測するわけですが、十和に、来年車検ながですね。受けておくということはもう考えられんと、もう使えんということであれば競売したって、わずかな金額でしか競売できんという現状を考えたときにどうなのかという点と、6,000万、消費税込めた6,100万ということですが、車そのものはメーカーさんが、ここの7業者がつくっているわけではないですね、恐らく。恐らくそういった特種の車と機材を装備したどっかの会社からここの7業者が話し合いで金額を決めて、うちと契約をしたと思うわけですが、こんな車両というのは、ほかには何業者かないがでしょうかね。車じゃたらいろんなメーカーがあるわけですね。この車両というのは、全国の中でこの車しか、1台しかつくってない業者なのかなどうなのかながですね。それが私にはわからんわけですね。

それと、予定価格を5,800万にしたという根拠は、5,884万3,000円ですが、これは何の根拠に基づいてこの予定価格を決められたのか。最初からこの車だということを決定して予定価格を決めたのか、そこが私にはわかりません。ただ、大手の車の名前を言うつもりはありませんが、大手がいっぱいありますよね、車であれば。こういった特種車両というのは全国ではどれくらいのメーカーさんがつくられているのか、私にはわかりませんので聞くわけですが、その点お答えください。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） まず年数がたっておるけれども、走行キロ数はわずかではないかといったご質問でしたけれども、その点につきましてはおっしゃいますとおり、はっきりしたキロ数ちょっと記憶しておりませんけれども、1万kmに満たない数千kmの走行キロであったというふうに記憶しております。

ただ、年数がたったことによりまして、装備品だけではなくて、エンジンパワーが低下をしておって、走行時にスピードが出にくいでありますとか、坂を登坂、坂を上るときに能力が不足しておるといったこと。それから、いろんな機材の積載量に対応し切れないスプリングの状態になっておるといったようなこともありまして、どうしても車の買い替えが必要であるということでございます。

ただ、資料にもありますように、資料5ページの「積み替え資機材」というところがありますけれども、こういったものは今使っております資機材が使えるということで、現在使っておりますものを積み替えるということをするようにしております。

それから、予定価格の金額の積算についてでございますけれども、まず昨年度こういった救助工作車を導入いたしました市に、消防署の職員でありますとか、役場の消防担当がまず研修に行きました。そして、その救助工作車を参考にまず見積もりをとって予算化をしたところでございます。

さらに、その見積書、その金額の範囲内で消防署員等が内容を吟味をいたしまして、機装でありますとか装備の内容の追加、それから割愛をした部分もあります。そういったところを徹底検討するとともに単価についてもぎりぎりの値引きといった形で業者と協議も行いまして、再度見積もりを依頼したところであります。そういった形で仕様書を作成し、その内訳書、内容、仕様ごとの金額の明細によりまして金額、予定価格を決定したというところでございます。

車そのものにつきましては議員さんおっしゃられましたとおり何社もあるわけでござい

まして、特定のメーカーの車に特定したわけではなくて、一定の水準以上の車であればどういったメーカーの車でも構わないということで、その辺は仕様書で示したところでございます。

それから、西分署の救助工作車の件でございますけれども、既に西分署につきましては本署に先立ちまして救助工作車は導入しておるという状況でございますので、今回はそちらに持っていくということにはならないということでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。

西分署にあるということですので、余分なものは必要ないという考え方はわかったわけですが、その点は了解しました。

ただ、心配するのは今キロ数が1万kmに満たない。確かに特種車両ですので、そんなに頻度があってはまいかんだろうと思うわけですが、私の車は63年です、乗用車が。私も8万くらいです。ただ、年数が来たとかいう、ただ程度で、スプリングなんかにすれば替えればできるわけですね。私は予算を通しますので反対するつもりはありませんが、ただ考え方として、直せるものはやはり直してやるということが基本的にないと、まあ買えや買え、以前からの要望があったので私もわかるわけですが、そういう、やっぱり精いっぱい使うと、機能がどうしてもというところまで使うというやっぱり基本的な考え方がないのですよ、ぜいたくにまあ古うなったけん替えたらええわということじゃないでしょうが、そういうふうにとられかねませんのでね、そこはしっかりとやはり吟味をするという点をお願いしたいと思います。

それと、職員が努力されて業者とも交渉されたということですが、町長、私、単純に思うがですよ。これ、業者、今回8業者のうち1業者が辞退してますが、7業者を通さんと町が直接業者さんとなり、消防署に補助金を出してですよ、全額なり、ちょっとそこら辺のテクニックはわかりませんが、結局業者を介するということは、そこに利益を生じて入札に参加をすると思うわけですね。これは直接町とこのメーカーさん、どこのメーカーさんか知りませんが、この特殊車両工作車が、そういう取引というのは不可能ながでしかね、単純に思いましたので。

それと、もう特定しちゃうがですね、業者、この車というのを消防の人が努力されて、ああ、この車がええと考えたんでしょね、恐らく。ほかのは見てないでしょうね、恐ら

く、もう特定をしてますんで。何社かあるということですので、そこら辺を、やっぱ金額が金額ですので、恐らく大手の車メーカーじゃったらそんなに遜色のない、あとはどんな機材を積み込むか、どんな装備にするかということであって、ほかのこういった工作車も、ほかのメーカーの、やっぱり比較してみるということは必要ではなかったかなと私は思うわけですが、その点、落ち度があつたのか、いや、ほかのも見たけれどもこれがベストだという考え方なのか、その点再度、質問わかりませんか。

ほかにあると言いましたよ、確か課長ね。ほかにもこういった工作車をつくっているメーカーさんがあるというのであれば、ほかのはなぜだめなので、今回これにしたかという理由がないと、私はちょっとそこら辺が腑に落ちませんので答弁をください。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） まず前段のご質問でございますけれども、可能な限り現在ある車を使用するという点でございますけれども、それはもちろん当然でありまして、今までも一定不具合がありながらも、なるべく使っていくということで現在まで来たわけでございますけれども、目前に迫りました高速道路の延伸でありますとか、南海地震対策への対応といったようなことで、今が買い替えの時期であろうというふうに判断をして予算化もさせていただいたところでございます。

それから、車の件でございますけれども別にメーカーを特定して、入札する前に特定をしたわけではございませんで、一定の基準以上の車ということで仕様書を作成いたしまして、その基準以上の車、そして艤装、装備品、そういったものを、別にメーカーを特定したわけではなくて、仕様をつくりまして、その中で入札をしてきたということでございます。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） ちょっと質問が、答弁がかみ合わんですが。

いわゆるここに、私どもの資料、高幡、須崎の工作車両の写真がありますわね。消防署の職員さんが須崎へ行かれて、この車を見て、ああ、この車じゃたらええなという思いの中で、この車のメーカーさんどこかわかりません、私は。これをつくっている工作車さんのメーカーさんどこへ、先ほど業者とも話をしたというのは、そん中で予定価格を決めたという話を樋口課長されたと思うんですよ、私は。私の聞く範囲では。

もう既にこれだと、これじゃたらええなという思いで、これをつくっている業者さんどこへ職員さんが行って、業者と金額も決めてきたんじゃないですか、予定価格。それで

町が予定価格を算出したがやないかなと、今、答弁を聞いて私は思ったがです。

だから、ほかのメーカーさんがあるというんなら、ほかのメーカーさんもこれ以上、装備以上の、いわゆる基準以上の装備をされたメーカーさんがあるのではないのでしょうかという、私はずっと質問しているわけですね。わかりますか。それをしているかどうかという問題。もうそういう特定をしてますので、この7業者さんも、そのメーカーさんわかりませんが、ここの車じゃなということで、そのつくりゆう業者さんとかけ合うて、それぞれ7業者さんが落札をしたがじゃないですか、この金額を。ほかにもあるがやったら、ほかのメーカーさんも町は検討して、いろんな車があると、これ以上の装備をそろえた車じゃったら構んと。だから、業者さん、メーカーさんを入れてよ、入札しなさいと。

この前のし尿処理だってそうでしょう。プロポーザルとったでしょう。いろんなメーカーさんの中で1億円。高いけれども、後で聞いたら3:7という、あれが一番いかなかった話ですが、普通は5:5、50%、50%というプロポーザル方式だったのですが、それを3:7にした根拠が私わかりませんでしたので、よう聞きませんでした。そういう形で購入したほうがひょっとしたらもっと安く入るのではないかというふうに私は単純な、専門的な知識ありませんが、単純に思うがです。だれだってそうでしょう。今はエコカー時代ですので、いろんなメーカーさんがエコカーを販売しています。それぞれいろんな、金額も考えながら皆さん購入するわけでしょうが。しかし、町の場合は、今回の場合は1業者のこの車ということ特定して、購入をする予定で予定価格を決めたんじゃないかという私の単純な疑問です。最後の質問を終わります。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 確かに資料6ページに須崎消防署の救助工作車の写真を載せてあります。ちょっと誤解を招いたかもわかりませんけれども、これはあくまでも参考資料として、これと同じものを導入するということではありません。こういった最新型のものを導入しますということで、参考としてつけさせていただいたものでございます。

それで、車のメーカーですけれども数社あると思いますけれど、そのメーカーを最初から特定したわけでは決してありませんで、一定の基準以上という仕様書をつくりまして、その車シャーシについては一定の基準以上のメーカーから車を仕入れ、その仕様書に、現在示しております仕様書に基づきまして、いろんな艤装でありますとかいうことで、それから後は手づくりになってくるということでございます。

メーカーについては先ほども言いましたけれども、特定のメーカーを指定したわけではなくて、一定の仕様以上の車であれば、どのメーカーでもオーケーということで入札にかけたものでございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 1点だけ簡単にお伺いしたいと思いますが、高幡広域市町村圏一部事務組合の中でこの消防の関係はあるかと思いますが、そういう中で四万十町においてこれを購入したということですが、この事務組合を通さない理由というのはどこにあるのか。その点だけ、簡単に結構ですのでお伺いしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

高幡消防組合につきましては、本署経費は除きまして、各署の経費につきましては全額それぞれの市町村が負担しておるというのが現状でございます。

それで、組合で購入する場合と市町村で購入する場合あるわけですが、それ、その区分については、国庫補助事業でありますとか有利な事業が活用できる実施主体で事業化をしておるところでございます。今回の救助工作車の購入につきましては、社会資本整備総合交付金等を活用しようということで、町が事業主体になったものでございます。

ちなみに防火水槽とかでありましたら組合のほうに有利な補助事業がありますので、組合が事業主体になるとか、そういった形で区分しておるところでございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第84号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第84号平成24年度救助工作車購入事業に係る売買契約の締結についてを採決します。

議案第84号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

管財契約課長仲治幸君

○管財契約課長（仲治幸君） すみません。先ほど3番議員さんのほうから83号についてのご質問をいただいております。大変遅くなりましたけれども、町内では水道施設工事の資格を持った業者さんは大正で5業者、十和で4業者、窪川で6業者になっております。

先ほど副町長のほうからも答弁ございましたけども、今回の仁井田簡水については特定建設業の資格が要するという1つの大きな資格要件をつくっておりますので、その中で今回の業者が参加をされたということになっております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成24年第4回四万十町議会臨時会を閉会します。

午前10時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員